

「子どもの心」相談医 各位

## 「子どもの心」相談医更新について

拝啓 時下益々ご健勝のこととお喜び申し上げます。日頃より(公社)日本小児科医会の活動にご理解・ご協力を賜り誠にありがとうございます。 「子どもの心」相談医の更新手続きの期間は、登録期間終了年 4 月から同年 8 月 5 日迄となります。

お手元の登録証をご確認の上、是非ともご更新頂たく存じます。尚、更新年度になりましたら当方より、更新申請用封筒、更新申請料用払込用紙を郵送させていただきます。こちらの書類がお手元に届きましてから更新のお手続きを頂たく存じます。ご不明の点等ございましたら事務局までお問い合わせ下さい。以上、宜しく願い致します。 敬具

### <更新申請の際にご提出頂く書類>

★ご申請年度になりましたら下記 3 点をお送り頂き、申請料 5,000 円 (うち消費税 10% 455 円) をお振込下さい。尚、下記①②③の書類は前回の登録証発送時に同封させて頂いております。

①	<b>更新申請書</b> ※こちらにご記入頂いた勤務先が相談医名簿に掲載されます。
②	<b>研修記録簿 (別紙 1)</b> ※当紙に参加された必須研修会 (20 点分) 及びその他講演会 (30 点以上) の日程、研修内容、単位(点数)をご記入下さい。 ※各講演会の単位や必要な添付書類については本書の「単位数及び申請時必要書類について」をご覧ください。 ※プログラム添付が必要な講演会では、原則演題毎に研修記録簿へ記載下さい。演題名から「子どもの心に関係するか否か」の判断が難しい場合は、講演会内容の詳細が分かる資料を別途提出して下さい。 <b>60 分に満たない演題、子どもの心に関連のない演題は単位対象外となります。</b> ※本書に記入例がございますのでご覧ください。
③	<b>活動証明書 (別紙 2)</b> ※署名捺印取得日が 2025 年 4 月以降のものが有効となります。 ※活動証明書は、ご本人以外の証明者の署名・捺印を取得して頂く書類になります。(証明者とは地区医師会の会長、地区教育委員会の教育長、地区小児科医会の会長、健康診断その他の保健管理に従事している保育所の長又は学校の校長 (幼稚園にあっては園長)、勤務医にあってはその所属機関の長、その他これに準ずる者とさせていただきます。)

更新の申請手続き (書類提出及び申請料納金) を更新年 8 月 5 日迄にお願い致します。それまでにご申請頂かなかった場合は、更新年 9 月末を以て相談医登録が取り消されます。

※暫定制度をご利用頂く場合は、「暫定制度利用希望」とメモを同封して下さい。

※登録期間中に 75 歳を超えられた相談医は、提出書類は上表①の書類のみで結構です。

※相談医認定審査会の結果は 10 月 1 日の相談医名簿等の発送を以て代えさせていただきます。10 月中に関係書類が届かない場合は、医会事務局までご連絡下さい。

## 「子どもの心」相談医更新の要件解説

「子どもの心」相談医更新の要件について、ここに簡単に説明をします。更新申請に必要な要件は、下記の3点となります。

### 1. 登録期間中に必須研修会を受講する事（「子どもの心」研修会2日間（単位20点分）を受講する事）。

- ・登録期間中（5年間）に「子どもの心」研修会2日間（20点分）を受講する事が必須となっています。
- ・研修記録簿に受講された研修会の年月日、講演会名、点数をご記入下さい。尚、当該研修会は当日受講票を提出頂いておりますので、参加証の添付は必要ありません。
- ・研修会受講時の遅刻・早退は原則的に必須研修会として認められません。診療等による理由であっても相談医認定審査会において一切例外を認めておりませんのでご了承下さい。但し、遅刻・早退の場合、参加時間に応じての単位計算（1日最大5点）は認定されます。
- ・「必須研修会」に関しましては下記要件2及び3を満たされている先生に限り更新年度より1年間の暫定制度をご利用頂けます。暫定制度の詳細につきましては頁「暫定制度について」をご参照下さい。

### 2. 登録中に本会子どもの心対策委員会主催講演会ないし本会指定の学会等に参加し総合して50単位以上を取得している事。

- ・50点中、20点は必ず上記の必須研修会で取得して下さい。
- ・研修記録簿に受講された講演会の研修年月日、研修内容、点数等をご記入下さい。尚、記入方法の詳細は研修記録簿記入例をご覧ください。
- ・講演会によって参加証やプログラムの添付が必要となります。詳細は頁「単位数及び申請時必要書類について」をご参照下さい。尚、プログラム演題名から研修内容が「子どもの心に関するか否か」を判断するのが難しい場合は、研修内容の詳細資料（メモ等でも可）を別途添付して下さい。
- ・添付頂く参加証は全てコピーで結構です。学会専門医申請等他団体様の登録申請に原本を使用される場合はコピーの保存をお勧めします。
- ・暫定制度をご利用の場合は必須研修会分を除いた30点分の単位記録が必要となります。

### 3. 登録中の「子どもの心」相談医として活動貢献している事の証明書を呈示する事。

- ・活動証明書（別紙2）をご提出下さい。
- ・活動証明書は「相談医氏名欄」に先生ご自身のお名前を記入の上、「証明者」の署名、捺印を取得して下さい。  
(証明者はご本人以外の地区医師会の会長、地区教育委員会の教育長、地区小児科医会の会長、健康診断その他の保健管理に従事している保育所の長又は学校の校長（幼稚園にあっては園長）、勤務医にあってはその所属機関の長、その他これに準ずる者とさせていただきます。)
- ・活動証明書は、更新年度に取得した証明書のみ有効となっております（記入日付で判断致します）。
- ・登録期間中にご勤務先を異動された先生は現在の勤務先で活動証明を取得頂ければ結構です。新旧5年分の所属先に活動証明を依頼する必要はございません。

※登録期間中に75歳を超えた相談医は、1～3の要件を問わず更新が可能です。申請年度に「申請書」の提出と申請料を納金下さい。

※更新申請には更新料と致しまして5,000円（うち消費税10% 455円）を頂きます。更新年度に専用振込用紙を郵送致します。

※更新要件を満たしていない場合は相談医認定審査会を通りませんのでご留意下さい。

◆ご不明の点は、事務局まで FAX(03-6435-9331)または E-Mail (m-masuda@jpa-office.org) にお問合せ下さい。尚、E-Mail にてお問合せ頂く際は「件名」の欄に「子どもの心相談医について」とご記入下さい。件名が無い場合は迷惑メールとして破棄してしまう可能性もございます。

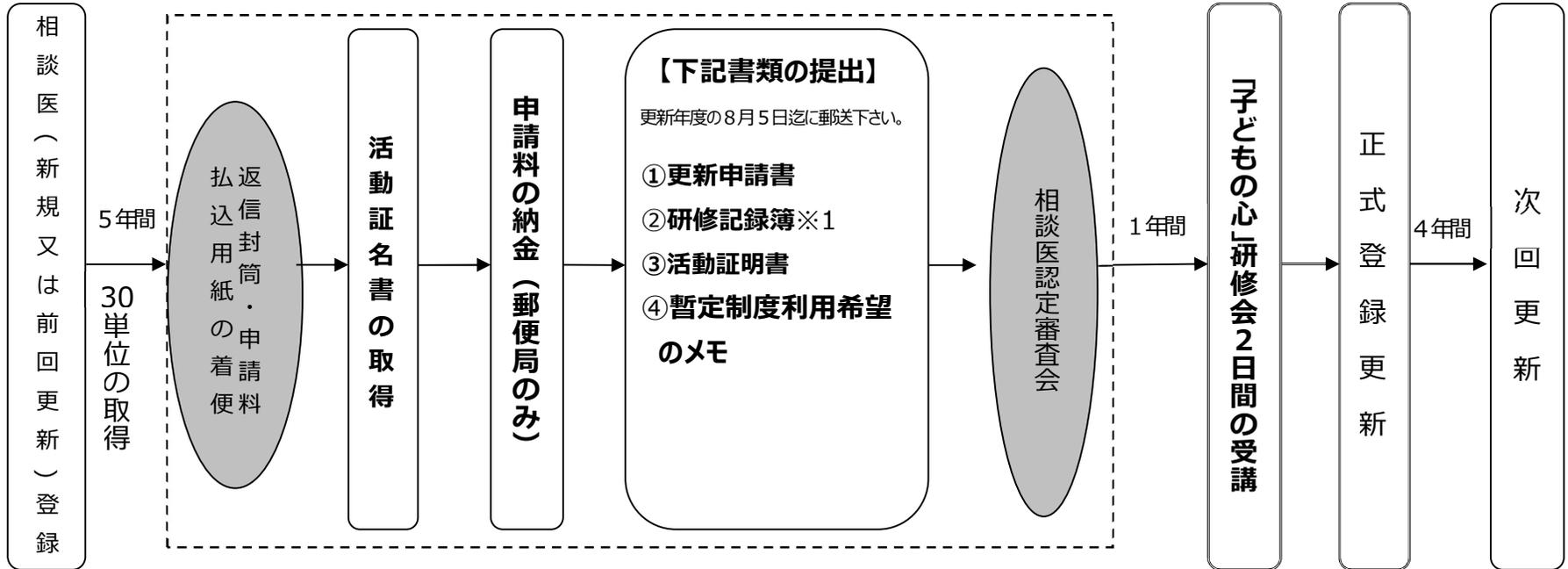
## 暫定制度について

「必須研修会」につきまして日程・会場等の都合で、受講出来なかった先生方の救済処置と致しまして他の要件を満たしている場合に限り1年間の暫定期間を設けております。

★☆☆暫定制度ご利用申請の流れ★☆☆

【更新年度内に行う手続き】

【次年度】



※1「必須研修会」欄には「次年度研修会受講予定」とご記入下さい。

登録から更新年度までは通常の更新申請と変わりません。暫定制度ご利用後、相談医登録は従来通りとさせていただきますが、次年度の「子どもの心」研修会(2日間)をご受講頂かなかった場合、自動的に名簿登録を削除致します。

## 単位数及び申請時必要書類について

講習会内容	主催	点数	申請方法（提出書類）		
			研修記録簿への記入	参加証の添付	プログラムの添付
「子どもの心」研修会	日本小児科医会	10点/1日	●	(不要)	(不要)
思春期の臨床講習会	日本小児科医会	10点	●	(不要)	(不要)
カウンセリング実習	日本小児科医会	10点	●	(不要)	(不要)
「子どもの心」研修会(導入編) ※1	日本小児科医会	10点	●	(不要)	(不要)
日本医学会総会	日本医学会	5点	●	●	(不要)
日本小児科学会学術集会	日本小児科学会 ※2	5点	●	●	(不要)
日本小児保健協会学術集会 (旧称；日本小児保健学会)	日本小児保健協会 ※3	5点	●	●	(不要)
日本小児心身医学会学術集会	日本小児心身医学会 ※3	5点	●	●	(不要)
日本小児神経学会学術集会 (旧称；日本小児神経学会総会)	日本小児神経学会 ※3	5点	●	●	(不要)
日本小児精神神経学会	日本小児精神神経学会 ※3	5点	●	●	(不要)
上記以外の子どもの心に関する 研修会		1時間当2点※4 (但し上限5点)	●	●	● ※4
主催者より事前に単位申請が あった研修会 ※5		適宜	●	●	(不要)
ご自身で子どもの心に関する ご講演をされた場合		30分以上3点	●	(不要)	● ※6
		1時間以上5点	●	(不要)	● ※6

※1: 「子どもの心」研修会（導入編）及び子どもの心診療医研修会が「子どもの心」研修会とは別の講演会となります。**必須研修会とはなりません**のでご注意ください。

※2: **学会セミナーや外来小児科学会、学会地方会は是に含まれません**。左記の会は「上記以外の子どもの心に関する研修会と同様の書類をご用意下さい」。

※3: **地方会は是に含まれません**。「上記以外の子どもの心に関する研修会と同様の書類をご用意下さい」。

※4: **子どもの心に関する演題1時間を2単位として換算します（1時間に満たない演題は原則単位換算ができません）**。研修記録簿の記載は**原則演題毎にご記入下さい**。演題名からその講演が**子どもの心に関する内容**なのかどうか半断出来ない場合もございます。その際は、演題名の他に内容詳細の分かる資料や研修会内容を記したメモ等を添付下さい。尚、添付真プログラムに講演時間の記載がない場合は、研修記録簿の「講演時間」に研修時間を必ず記入して下さい。

※5: 単位申請のあった講演会一覧を [http://www.jpa-web.org/qualification\\_system.html](http://www.jpa-web.org/qualification_system.html) に掲載しております。詳細はこちらをご覧ください。

※6: プログラムではなく、講演依頼書類等で結構です。講演内容及び講演時間の確認出来る資料を添付して下さい。



## 研修記録簿（別紙1）記入例

※2020年の審査会に申請頂いた方の次回更新時の単位対象となる記録は以下の通りです。

（2020年新規登録の先生；2020年10月1日～2025年8月5日まで／2020年更新登録の先生；2020年8月5日～2025年8月5日まで）

※本来の更新が2019年で暫定制度等を利用頂き正規更新が2020年となった先生の次回更新時の単位対象となる記録は2019年8月5日～2024年8月5日迄となります。また、暫定制度で利用した2020年の必須研修会記録はお使いになれません。ご注意ください。

	研修年月日 (西暦年月日)	研修内容 (地区講演会等では、そのタイトルなど)	(分)	点数	(全欄共通) ※「研修年月日欄」は西暦でご記入下さい。 ※「研修会内容欄」には「回数・講演会名」をご記入下さい。 ※「講演時間欄」は日本小児科医会主催のものや指定学会以外の講演会を申請される場合は必ずご記入下さい。 ※「点数欄」に申請される点数をご記入下さい。
必須 20点分	2021/7/×	第23回子どもの心研修会 前期1・前期2 後期1・後期2	/	10点	
	2024/5/×	第26回子どもの心研修会 前期1・前期2 後期1・後期2	/	10点	⇒ (必須研修会) ※必要単位50点中、20点分は必ず「子どもの心」研修会で取得して下さい。左記の例は、第回後期1日目出席、第回前期2日目出席、計2日間(各10点)を出席した場合を表しています。
その他記録 (30点以上)	2021/4/×	第×回日本小児科学会学術集会		5点	(指定学会) ※参加証(コピー可)の添付が必須です。(研修内容の枠内に参加証を貼付頂いても結構ですが、研修年月日・点数欄はご自身でご記入下さい。
	2021/6/×	第32回日本小児科医会フォーラム		要確認 10点	※規定変更により、日本小児科医会フォーラムは2015年以降、一律10点ではなくなりました。年によっては、フォーラムで扱われる演目に応じて個別に単位が認められているものもございます。詳細は、 <a href="http://www.jpaweb.org/qualification_system.html">http://www.jpaweb.org/qualification_system.html</a> をご確認下さい。
	2022/5/×-×	第24回子どもの心研修会前期2日間		20点	※研修記録簿への記述のみで結構です。(参加証・プログラムの提出は必要ありません) 各日が10点となり、1日目・2日目通じて受講の場合20点になります。 また、途中入場/退場をした場合は、当該日は時間単位(最大5点)で計算します。
	2022/11/×	〇〇県学術集会 演題「思春期の性」	60分	2点	(指定学会以外の研修会) ※参加証(コピー可)・プログラムの添付が必須です。子どもの心に関する演題1時間当たり2点となります。 ※「研修内容欄」に単位として計上した対象の「演題名」をご記入下さい。また、演題名から「子どもの心」に関係する内容が否かの確認が困難な場合は別途内容詳細をご通知下さい。
	同上	同上 演題「心の発達について考える」	40分	0点	※講演時間には単位として計上した対象演題の講演時間をご記入下さい。尚、1時間に満たない講演は原則点数になりません。点数に関する詳細は事務局までお問い合わせ下さい。
	2023/5/×	(講演) 〇〇保育所 「こどもの気持ちをはかろう!!」講演会	40分	3点	(ご自身で講演をされた場合) ※「受講」の場合と「講演」では時間計算が異なりますので研修内容に「(講演)」と明記下さい。 ※講演依頼や当日のレジメ等先生がご講演された「内容・時間」を証明する書類の添付が必須です。
	2024/6/×	第×回日本小児神経学会		5点	(指定学会)
2024/7/×	第×回日本小児神経学会 〇〇地方会 演題「思春期の性」「心の発達について考える」 「自傷・自殺する子どもたち」	60分 ×3題	5点	(指定学会以外の講演会) ※参加証(コピー可)・プログラムの添付が必須です。1時間当たり2点となります。但し、1講演会における点数は3時間以上でも最大5点となります。また、各演題に単位が付与されている講演会の場合も、同講演会では、最大5点迄しか認定されませんので、ご注意ください。	
<b>合計点数</b>				60点 70点	※更新に必要な単位は合計50点となります。

## 活動証明書（別紙 2）記入例

※※ 以下のア)、イ)のどちらかの書類をご提出下さい ※※

### ア) 活動証明書（別紙 2）

- a) 相談医氏名欄に先生のお名前を記入の上、証明者の署名・捺印を取得して下さい。
- b) 証明書は、ご本人以外の証明者の署名・捺印を取得して頂く書類になります。（証明者とは地区医師会の会長、地区教育委員会の教育長、地区小児科医会の会長、健康診断その他の保健管理に従事している保育所の長又は学校の校長（幼稚園にあつては園長）、勤務医にあつてはその所属機関の長、その他これに準ずる者とさせていただきます。
- c) 登録期間中にご所属先を異動された際は現在のご勤務先で活動証明を取得下さい。

### 活動証明書（別紙 2）

「子どもの心相談医活動証明書

公益社団法人日本小児科医会長 殿

下記の者は、「子どもの心相談医として活動貢献していることを証明する。

子どもの心相談医氏名: ※こちらに先生のお名前をご記入下さい。

西暦年4月2日 ←こちらの日付が更新年度のもののみ有効です。

(証明者)

施設名称 ※証明者様のご所属（施設名）をご記入下さい。

ご役職 ※証明者様のご役職をご記入下さい。

御氏名 ※証明者様のお名前をご記入下さい。

印

※印鑑は公印でなくても結構です。

## FAQ～よくあるご質問をまとめました

Q どうして研修会受講（2日間）が必須となっているのですか？

A 「子どもの心」相談医を制度として確立していくために医会主催のこの研修会は継続して受講していただきたいという主旨に沿って条件にいております。

Q 研修会の遅刻・早退はいかなる理由も認めないとありますが・・・

A 全ての講演を受講していただくことが希望です。災害、突発的な交通事情など以外の遅刻、早退は認めません。遅刻・早退の場合は「必須研修会受講」としては認定されません。但し、参加時間に応じて時間単位（1日最大5点）は認められます。

Q 診療をしていると午後の1番の演題が聞けません。

A 休診にされて受講されている先生方も決して少なくありませんので診療が理由の場合は認めないという規則にしています。医会としては連休などを利用してなるべく休診にしないで済むような日程も考慮していますが、会場、その他の事情でそうもいかないのが実情です。

Q 受講申し込みをしましたが、急用が出来て受講出来なくなりました。

A テキスト印刷、昼食の準備などがありますのでキャンセル料は発生しますが、受講料を返却するシステムがあります。但し、別途定められた日付を過ぎてご連絡を頂いた場合は全額頂戴致しますので、予めご了承下さい。尚、当該期日は受講料ご請求時、また、受講票等発送時にご案内しておりますのでご確認ください。

Q 参加証の発行のない講演会を受講しましたが、単位として認められないのですか？

A 参加証の発行がない場合は、その会のわかる（日時・講演会名記載）領収書のコピーや当日のレジメを参加証の代わりに提出頂ければ、相談医認定審査会にて時間単位を承認しております。尚、申請の際は、「参加証の発行がなかった」旨のメモ書きを添付資料にご記入下さい。

Q 保育園や学校、地域で「子どもの心」に関する講演をしましたが・・・

A テキスト・チラシなど講演タイトル、内容、講演時間のわかるもの（コピーで可）を提出してください。30分以上で3点、1時間以上で5点となります。

Q 相談医登録期間中に勤務先を移りましたが、その場合活動証明書は前所属先と現所属先の2種が必要ですか？

A 現在のご所属長の証明書のみで結構です。過去5年間の活動証明という事もございますが、現在臨床医として活動をされていらっしゃる旨を証明頂く事を要旨としております。

Q 登録更新申請でもっとも多いトラブルは・・・

A ①必須研修会を受けていない

ア)更新要件を1つでも満たしていない場合は、その他要件を十分に満たされていても相談医認定審査会を通りません。毎年1月頃に発行される医会ニュースにて受講募集を行っております。申し込みは先着順ですのでお早めに申込みください。

イ)開催地は当面、東京①→東京②→他都市を順々に開催して参ります。会報・ニュース等の刊行物にて次回開催をご案内しておりますので確認下さい。

ウ)更新年度の1年前に更新のご案内ハガキをお送りしております。当該ハガキが到着した際に受講記録の確認をお願いします。必須研修会が未受講の場合は、ハガキ到着より更新締切まで2大会の研修会開催がございますので是非ともご受講下さい。

②点数が足りない

1時間に満たない講演をカウントしている、子どもの心に関するものではない講演会をカウントしているなど不適切な点数のカウントが少なくありません。

不確かな場合は必ず事務局にそのつどお問い合わせください。また、以前は単位対象となっていた日本小児科医会フォーラムは、2015年度より単位対象外となりましたのでご注意ください。

Q 5年間の受講記録が分からなくなってしまったのですが・・・

A 次回申請書類（申請書・研修記録簿・活動証明書）は新規又は更新登録時に前もって送付させて頂いております。受講されるたびに記録を付けて頂く事をお勧めしております。尚、「子どもの心」研修会、思春期の臨床講習会、カウンセリング実習、「子どもの心」研修会（導入編）の4会に關しましては事務局に参加記録がございますので、確認されたい場合はお問い合わせ下さい。

Q 登録期間中5年を待たずに要件を満たしたので更新手続きを取りたいのですが・・・

A 更新書類及び審査料の納金は更新年度以外受け付けておりません。更新年度になりましたら当方より申請用封筒及び審査料用振込用紙を郵送致しますので、そちらの到着を待ってお手続きをお願い致します。また、提出書類である「活動証明書（別紙2）」に関しては更新年度以前に取得された場合は無効となりますのでご注意ください。

Q 子どもの心相談医資格を診療所の広告に掲載できるのでしょうか・・・

A 厚生労働大臣が定める資格ではないため、電話帳やチラシへの記載は出来ません。ただし、認定医や指導医などについて、患者等が自ら求めて入手する情報を表示するウェブサイトなどについては、広告可能事項の限定解除要件を満たした場合には、広告可能事項の制限を一部解除できます。情報内容の照会をするための電話番号、E-mail アドレス等容易に問い合わせができる問い合わせ先の記載があれば、ホームページに掲載することが可能になります。また、メルマガ、患者等の求めに応じて送付するパンフレット等にも掲載可能になります。